

河川の自由使用等に係る安全対策に関する提言

平成24年3月

河川の自由使用等に係る安全対策に関する検討会

河川の自由使用等に係る安全対策に関する提言

目次

はじめに	1
1. 河川の自由使用等と河川管理の現状	
（１）河川の利用を取り巻く状況と国民の意識の変化	2
（２）河川管理施設等の管理の現状	3
（３）現在の河川管理における自由使用の考え方	3
2. 判例からみた河川管理施設等の性質（利用状況、整備状況等）に応じた河川管理者の責任について	5
3. 他の分野における安全対策について	
（１）公物管理分野における安全対策の取組みについて	8
（２）安全対策のための組織体制等について	9
4. 河川管理施設等の安全対策に関する基本的考え方	
（１）公物管理としての共通事項と河川固有の事情	9
（２）基本的考え方	10
①Ⅰ分類	11
②Ⅱ・Ⅱ' 分類	12
③Ⅲ分類	13
④Ⅳ分類	13
5. 今後取り組むべき課題	
（１）短期的課題	
①ヒヤリ・ハット情報の収集・共有	14
②効果的・効率的な巡視の実施	15
③関係機関、地域との連携	16
（２）中長期的課題	
①意識啓発	17
②リスクマネジメントの導入の検討	17
③外部有識者等による助言	18
④その他	19
参考資料	20
委員名簿	28

はじめに

河川は、水や緑、多様な生態系など豊かな自然環境を育む貴重な公共空間であり、旧来より、住民にとって水利用など生活のために必要不可欠な場であるとともに、近年では貴重な自然体験、交流の場ともなっている。特に子供たちにとって、河川に親しみ、自然や環境について学ぶことを通じて、感性や想像力を磨く貴重な機会を提供するとともに、各種のレジャーやスポーツを通じて、自然と親しみ、克服する喜びを提供する場ともなっている。また、都市部における貴重なオープンスペースであり、住民の社会経済生活の場としての側面を有しており、地域の風土や文化を形成する重要な要素ともなっている。

とりわけ、近年は、豊かでうるおいのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民のニーズの増大に伴い、環境や地域づくりの観点から河川の持つ多様な自然環境や水辺空間としての機能がますます注目されており、国民の河川空間の利用の機会は増加傾向にある。

一方、河川は、時に氾濫を生じて住民の生命や生活を脅かし、また、天候等により時々刻々と変化して利用する者の想像を超える姿を見せるなど、危険な側面も持ちあわせている。

国民共有の財産である河川を管理する河川管理者は、このような河川の危険性を十分に認識しつつ、河川の有する多様な恩恵を国民が享受できるよう、河川を国民の利用に供していくべき立場にもあると言える。

こうした中、平成 11 年 8 月に神奈川県酒匂川水系玄倉川で発生した、増水した河川の中州に取り残されたキャンパー 13 名が亡くなった事故等を契機とし、平成 12 年 10 月には、水難事故を想定した「恐さを知って川と親しむために」提言（危険が内在する河川の自然性を踏まえた河川利用及び安全確保のあり方に関する研究会）がとりまとめられ、河川管理者や地方公共団体、河川の利用者が安全な河川利用を進めるための指針が示されたところであり、これを踏まえ、国土交通省として各種の取組みを行ってきたところである。

しかし、依然として河川における人身事故は発生しており、その発生場所も、必ずしも水難事故に限らず、親水施設、河川管理用通路、堤防等の施設など多岐にわたる。また、こうした施設における人身事故についても、裁判において河川管理者の責任が問われることが多い。

以上を踏まえ、「河川の自由使用等に係る安全対策に関する検討会」（以下「本検討会」という。）では、河川の自由使用等の全般について、訴訟事例の分析・評価を行うことにより、安全な利用を確保するために果たすべき河川管理者の責任や河川管理について今後取り組むべき課題などについて、予算・人員等の様々な制約を伴う河川管理の実態も踏まえつつ検討を行った。この提言は、その結果をとりまとめたものである。

1. 河川の自由使用等と河川管理の現状

(1) 河川の利用を取り巻く状況と国民の意識の変化

豊かでうるおいのある質の高い国民生活や良好な環境を求める国民のニーズの増大に伴い、環境や地域づくりの観点から河川の持つ多様な自然環境や水辺空間としての機能がますます注目されつつある。これに関して、河川環境を適正に保全し、国民がこれを享受できるようにするため、平成9年、河川法（昭和39年法律第167号）の改正が行われ、治水、利水に加え、河川環境の整備と保全が河川法の目的とされたところである。

こうした中、河川空間の利用については、国土交通省の「河川水辺の国政調査（河川空間利用実態調査）」報告書（参考1）にもあるように、国民の河川空間の利用の機会が増大しており、内閣府の調査「水に関する世論調査」（平成20年実施）（参考2）では、水辺環境の保全と整備に関する要望が増加していることが示されるなど、河川空間の利用に関する国民のニーズが拡大しているものと考えられる。

国としても、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図るため、「かわまちづくり支援制度」の事業認定や、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とするため、民間事業者による河川空間の営利活動を可能にする規制緩和の社会実験などの取組みを行ってきており、更に平成23年度からは、社会実験としての区域指定を行わずに全国での実施を可能にするなど、河川空間の利用の機会の拡大を想定した各種の施策を講じてきているところである。

一方、河川の利用に伴って発生する水難事故、河川敷地における転落等の人身事故は毎年一定程度発生しており、これらに関して訴訟が提起され、河川管理者の責任が問われるケースも少なからず存在する。平成13年12月30日に兵庫県明石市大蔵海岸において発生した砂浜に生じた陥没孔への利用者の転落による死亡事故は、海岸における事故ではあるが、海岸を管理していた国及び地方公共団体の職員が業務上過失致死罪で刑事訴追されることとなった。なお、過去には、河川においても河川管理にあたっていた職員が刑事訴追された例がある。

このように、公物管理に関して、国家賠償責任や職員個人の刑事責任まで問われる場合もある状況を踏まえると、現場の職員の業務意識が萎縮して、利用者の事故を怖れて過度に河川利用を制限する等の対応をとる可能性もあるため、河川管理に伴う責任の範囲の明確化が求められている。

また、最近では、河川空間の利用に関して、河川管理用通路での自転車による事故など利用者間のトラブルや、バーベキュー、花火等の周辺住民への迷惑行為などが問題となっており、報道等でとりあげられる機会も多く、河川管理者に寄せられる改善要望も多い。こうした報道や改善要望は、河川空間の利用に対する国民の意識の高まりの裏返しともいえる。

（２）河川管理施設等の管理の現状

長年にわたる河川整備により、河川管理者による管理の対象となる河川及び河川管理施設は膨大な延長距離、面積に達している（参考３）。また、設置される河川管理施設は設置後長期間を経ているものも多く、今後更に老朽化していく施設が増加していくものと考えられる（参考４）。

一方、国、地方公共団体ともに厳しい財政状況の中、河川管理を担当する組織、人員も削減されつつあり、現在の維持管理水準を確保するための様々な課題に直面している。また、河川の規模や河川の置かれた社会状況は様々であり、巡視の頻度等の実態には河川によって差異がある。

水害訴訟においては、河川整備に関して、「河川は自然的原因による災害の危険性を元々内包するとともに、危険区間の一時閉鎖等の危険回避の手段が存しない他、河川管理には、財政的、技術的及び社会的制約が存するという特殊性がある。」「河川管理瑕疵は、過去の水害の規模、降雨状況等自然条件、土地の利用状況等社会的条件、改修を要する緊急性の有無等諸般の事情を総合的に考慮し、上記河川管理の特質に由来する財政的、技術的及び社会的制約のもとでの同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を備えているかどうかで判断する。」と判示されている（最判昭 59. 1. 26 最高裁判所民事判例集（以下「民集」という。）38-2-53）。

こうした河川管理施設等の管理の現状を前提とすると、実際に講ずることができる安全対策にも限界があることを考慮しつつ、その中で河川空間の利用に係るニーズの拡大にも対応していく必要がある。

（３）現在の河川管理における自由使用の考え方

ところで、河川空間の利用の形態については、法的な観点から、特許使用、許可使用、自由使用の３つの形態に大きく分類できる（注１）。このうち、国民による直接的な河川空間の利用の機会のほとんどが、河川法の規制に服する特許使用や許可使用ではなく、自由使用である。また、近年、河川空間の利用の機会の増大や利用に係る新たなニーズが生じているのも、自由使用に関するものが中心である。

（注１）例えば、河川法第 23 条の流水の占用の許可は、河川管理者が河川という公物の管理権に基づき、特定の者に対して特別の公物使用权を設定する行為であり、これに基づく使用は特許使用と考えられる。また、同法第 26 条の工作物の新築等の許可は、河川区域内の土地における工作物の新築等の一般的な禁止を解除するものであり、申請者に権利を設定するものではなく、これに基づく使用は、許可使用と考えられる。

一方、河川法等の法令上で列挙された制限に服さず、河川管理者の許諾等を一切得ずにできる散歩等の利用は、基本的には自由使用の範疇に属するものと考えられる。

一般的に公物管理法は、公物の一般公衆による利用の確保を使命としている。この点、道路、公園等の人工公物については、公物を設置する時点でその確保しようとする利用の目的は明確であり、各公物管理法で想定される自由使用の範囲もある程度明らかである。例えば、道路については、公物管理の観点から、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）において、道路に関する禁止行為（第 43 条）、通行の禁止又は制限（第 46 条）等について比較的詳細な規定があるのに加え、警察上の必要に基づいて、自由使用に対する制限が課されている（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）の諸規定）。

一方、本来的に自然公物である河川は、自然発生的に存在するものであって、古くから自由に使用されてきたということもあり、その自由使用として想定される範囲が不明確である。河川法は公物管理法の 1 つではあるが、法令上で自由使用に関して明確な位置づけがなく、これに関する河川管理者の責任と使用者の自己責任についても明確にしていない。例えば、同法第 1 条は、同法の目的を「・・・洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるようにこれを総合的に管理することにより、・・・」と規定しているが、この「利用」については、一義的には、河川法上に個別の規定がある、上水道、かんがい、発電等のための河川の流水の利用、河川区域内の土地の利用、土石の採取、舟運等を指すものと考えられてきた。

なお、同様に自然公物を対象とする公物管理法である海岸法についても、明確な規定はない。

こうした河川の自由使用に関しては、従来から、「河川では、公共の利益や他人の活動を妨げない限りにおいて、自由に使用できることが原則であることを踏まえ、自らの意思に基づき行動する限り、その際の安全確保は、最終的には自己責任において行うべき」との考え方もあり（「恐さを知って川と親しむために」提言 平成 12 年 10 月 30 日（危険が内在する河川の自然性を踏まえた河川利用及び安全確保のあり方に関する研究会））、河川管理者としても、河川が自然の状態において公共の用に供される性質を有しているため、常に大雨による増水等の自然現象に伴う河床の洗掘、陥没等の危険性を内包するものである点を重視した管理を行い、自由使用については、通常は自己責任に委ねられるべきことを前提としてきた。

しかし、河川空間においては、堤防、河川管理用通路など河川管理施設が数多く設置されているところであり、こうした河川管理施設の中には、例えば通常の道路と外見上さほどの差がない状態で設置され、事実上一般に利用されている河川管理用通路など、形状としては、人工公物としての側面を有するものもある（注 2）。また、河川空間の利用に係るニーズの拡大等に対応して、河川管理者としても、積極的に国民の利用に供しようとして親水公園、親水護岸等の施設の設置を進めてきた事実もある。その結果、こうした施設における事故も少なからず発

生している実情がある。

こうした点も踏まえ、河川空間の利用の機会の増大に対応して、安全な利用を確保するため、結果的に河川管理者として利用を許容している以上は、それぞれの河川管理施設等の利用の実情に応じて、河川管理者が相応の管理の責任を果たす必要があるという観点から責任の考え方を整理することも必要となる。

（注 2）河川法第 3 条第 1 項

「この法律において「河川」とは、一級河川及び二級河川をいい、これらの河川に係る河川管理施設を含むものとする。」

2. 判例からみた河川管理施設等の性質（利用状況、整備状況等）に応じた河川管理者の責任について

安全な利用を確保する観点から適切な河川管理のあり方を検討するにあたっては、河川管理施設等の管理にあたって求められる河川管理者の責任の範囲や度合いを整理することが不可欠である。この点、河川管理者についての法的責任を明示的に示すものとして過去の訴訟における判例を参考にすることができる。もとより、講ずるべき安全対策を全て判例のみから導き出すことは必ずしも適切ではないとも考えられるが、判例は裁判における議論を通じて時々の社会状況や国民の意識を反映し、全国の河川空間で発生した事故、トラブル等についての一定の司法判断が示されたものであるため、まずは、訴訟の結果である判例を参考としつつ、河川管理者の責任について、以下に検討する。

判例では、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項における公の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、「営造物が通常有すべき安全性を欠くこと」（最判昭 45. 8. 20 民集 24-9-1268）をいい、「当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して個別具体的に判断すべきものである」（最判昭 53. 7. 4 民集 32-5-809）とされている。

また、「営造物の通常用法に即しない行動の結果事故が生じた場合において、その営造物として本来具有すべき安全性に欠けるところがなく、右行動が設置管理者において通常予測することのできないものであるときは、右事故を営造物の設置・管理の瑕疵によるとはいえない」（最判昭 53. 7. 4 民集 32-5-809）とされている。

上記判例のほか、管理瑕疵に関する判例の一般的な傾向をみると、以下のようメルクマールで管理瑕疵に係る判断が行われている。

①事故発生の予測が可能であったかどうか。（予見可能性）

②事故を回避するための措置を講ずべき法的義務があったかどうか。（結果回避義

務)

- ③事故を回避するための措置を講ずることが可能であったかどうか。(結果回避可能性)
- ④事故を回避するための措置を講じたかどうか。(結果回避措置・努力)

ただし、予見可能性があると判断された場合は、結果回避義務がないと判断される例は稀である。

また、本検討会において過去の河川における転落等の訴訟の判例について分析した結果、各河川管理施設等に共通する以下のような傾向がみられた。

- ①河川における転落等の訴訟の判例においては、必ずしも、河川管理者による安全対策の措置内容に応じて管理瑕疵の判断がなされているわけではない。過去に同じような事故が起きている、あるいは住民が危険を具体的に認識している状況下においては、判例では、河川管理者に事故防止のための具体的な措置が求められており、そのような措置が講じられていない場合には、河川管理者の管理瑕疵が認められる傾向にある。
- ②河川管理者の敗訴判例においても原告の過失割合が高い事例が多くみられるが、これは、裁判所も河川管理者が講じた安全対策の意義や効果について一定の評価をしたためと考えられる。
- ③河川管理者に求められる転落等の防止措置の程度に関しては、場所的環境により異なるが、敗訴判例においては、危険箇所の単なる警告などでは足りず、当該危険を除去するための具体的な措置を求める傾向が見られる。
- ④危険を承知の上で行う危険な行動など、通常予測することができない異常な行動に起因した事故については、河川管理者は瑕疵を問われないものと考えられる。
- ⑤河川の自由使用について、使用者の自己責任を全面的に否定している判例はない一方で、河川管理者側からの自己責任であるとの主張は、瑕疵の有無の判断において、その一要素として勘案されているにすぎないものと考えられる。

更に進めて、河川管理施設等の性質(利用状況、整備状況等)に応じた河川管理者の責任について、河川管理施設等の「場所的環境及び利用状況」に関する判例での判断をみると、

(イ)一般人による自由使用の実態がある、又は自由使用が通常想定されるかどうか。(注)

(ロ)河川管理者が主体的に整備を行ったかどうか。

という二点を重要な判断要素としつつ、その他の要素も勘案して判断を行っているものと考えられる。(次頁の表参照。)

(注)一般人が、危険があると考えて、当然に立入を控えるような施設等は、自由使用が通常想定される施設ではない。

なお、河川管理者が、積極的に一般の利用に供しようとして設置した施設であるか、逆に利用を禁止しようとしている施設であるかなど、河川管理者の主観的な認識は重視されておらず、あくまで上記二点に係る客観的判断等によって結果が左右されているものと考えられる。更に、予見可能性があると認められた場合には結果回避義務や結果回避可能性がないと判断される例が少ないことから、河川管理施設等の実際の利用状況が特に重視されていることが推察される。

(表)

分類	一般人による自由使用の実態の有無等	河川管理者の認識	河川管理者による整備の有無	判例で示された河川管理者の責任についての考え方 (分類に共通すると考えられるもの)	河川管理施設等の例
I	○	○ (積極的に利用に供する)	○	・ 児童や幼児が遊ぶ施設として通常有すべき安全性が必要。	親水公園、親水護岸
II	○	△ (使用を許容する)	○	・ 管理目的の施設であっても、実際の利用状況を前提に通常具有すべき安全性が必要。 ・ 河川管理上の制約を考慮する必要は小さい。	河川管理用通路
II'	○	△ (使用を許容する)	△ 整備した施設の周辺等	・ 安全な場所に新たな危険を発生させたのであれば、危険を回避すべき責任がある。	高水敷、堰、取水口等の付近
III	○	△ (使用を許容する)	× ほぼ自然状態のまま	・ 本来自然発生的な公共用物であって、一般的に溺死の可能性はある。 ・ 自由使用に伴う危険は、原則として利用者の責任において回避すべきもの。	水面、溪流
IV	×	×	○	・ 進入を防止する設備として十分なものがあればよい。	樋門、水門

ところで、判例は、人身の死傷等の重大な結果を招いた事故について、河川管理

者の責任を容認しているものが多く、各事例において河川管理者に現実に期待できる具体的な管理水準と必ずしも一致しているとは考えられない状況もみられる。とりわけ、国家賠償法第2条に規定される公の営造物の設置・管理に係る責任については、無過失責任を問うことにより社会全体で被害者を救済しようとする側面もあり、国、地方公共団体に広範な責任を認めようとする傾向もあることに留意しておく必要がある。

3. 他の分野における安全対策について

判例が、2. のとおり、河川管理者に対して、実際の管理の現状とこれに伴う限界に比して高度な責任を認めているとすると、実際の安全対策を可能な限りこの高度な水準に近づける観点からは、河川管理に限らず、他の分野での安全対策の取組みを参照し、その導入可能性を検証することが有益である。

そこで、以下に他の分野での取組みで、河川管理においても参考になると思われるものを列挙する。

(1) 公物管理分野における安全対策の取組みについて

【公園】

- 追加の安全対策が必要となる大きな事故情報を本部で集約
- 住民からの危険箇所等の情報を要望処理カードで整理し、事務所内で周知
- 多目的パトロールを随時実施
- 事故報告（第一報）を当日中に電子メールにより報告
- 委託管理する主体が施設賠償保険に加入

（国営公園については、維持管理業務の受託者に対して仕様書等に基づき施設賠償保険の加入を義務づけている。）

【林道】

- 巡視時に発見した危険箇所等は、記録用紙に記入し、報告
- 安全を呼びかけるパンフレット・ワッペン等を作成し、巡視時に駐車場で休憩しているドライバーに配布

【農業用調整池】

- 夏休み等の前に児童への注意喚起文書を小学校へ配布
- 国、県、管理主体による事故情報の共有
- 施設内無断侵入は不法侵入、フェンス破壊は軽犯罪となることの表示

【海岸】

- 事故情報、ヒヤリ・ハット情報をホームページ上で収集

（注）2.（表）の施設の性質（利用状況、整備状況等）の分類に照らすと、公園はⅠ分類、

林道は主としてⅠ分類又はⅡ分類、農業用調整池はⅣ分類、海岸はⅠ分類～Ⅳ分類までの全てに対応するものと考えられる。

(2) 安全対策のための組織体制等について

- ヒヤリ・ハット情報を収集し、共有するためのデータベース（コミュニケーションツール）を整備（鉄道会社）
- 収集したデータをもとに、事故の発生場所、時間帯等の特徴を分析（鉄道会社）
- 職員からの改善提案を受け付ける仕組みを整備（鉄道会社）
- 利用者からの情報を収集する仕組みを整備（鉄道会社）
- リスク分析を専門委員が参加する定例会議で評価（鉄道会社）
- 収集されたヒヤリ・ハット情報を安全対策の専門部署に集約（輸送会社）
- 職員自らがリスク評価できる記録様式を作成・使用（輸送会社）
- リスク分析・リスク定量化を行い、リスクの高いものから改善策を検討（輸送会社）
- ヒヤリ・ハット情報を定期的に取りまとめて、ニュースレター等で職員に配信（輸送会社）
- 「理解度テスト」などで職員の安全意識を向上（輸送会社）

なお、上記は、それぞれの安全対策が想定する事故の重大性、発生頻度の点で、河川管理と相違があることに留意しておく必要がある。

4. 河川管理施設等の安全対策に関する基本的考え方

(1) 公物管理としての共通的事項と河川固有の事情

他の分野での取組みを参考に河川管理上の安全対策を検討するにあたっては、他の分野での取組みをそのまま直ちに導入することは適当でなく、特に河川固有の事情とこれに伴う河川管理上の制約について考慮しておく必要がある。

公の営造物の設置又は管理について、営造物が通常有すべき安全性を欠く場合にその管理者の責任が問われることは、全ての公物に共通している。また、公物管理の本来的な目的は公物を国民の利用に供することであり、いかなる公物であっても、国民の利用に供する以上は、実態上自由使用の状態となっているか否かに関わらず、その管理者が安全対策等について一定の責任を負うものと考えられる。こうした点も、河川であっても他の公物との間で本質的な相違はないと考えるべきである。

一方で、河川は、水源から山間部、農村部さらには都市部を流下し、海に至る間にそれぞれ異なる地域特性を有している。また、自然の状態において公共の用に供される自然公物であって、洪水、渇水等の流況の変化等によって短期的に状況が変化し、河床の洗掘、陥没等が生じるという危険性を内在しているものである。

また、河川管理施設は、治水等の機能を念頭において設置されるものであって、自由使用を許容するにあたっては、河川管理施設の本来の機能を減殺してまで許容することは適当でなく、また、本来の機能を減殺する形で自由使用のための安全対策を講じることにも適当でない。この点については、判例でも、緊急時における水防活動の支障となる進入防止柵や、洪水時に上流からの流木等が柵にかかって乱流を生じて河岸の洗掘を招き、破堤の原因となる、又は、柵が流失して下流の橋脚等にあたりこれを破損することにもなりかねない転落防止柵については、設置の必要がないものと判断されている（東京高判昭 62. 12. 24 判例時報 1270 号 90 頁）。

こうした河川固有の事情に伴う河川管理上の制約により、安全対策について河川管理者が現実的に果たすことのできる責任には一定の限界があるものと考えられる。

（２）基本的考え方

国民の河川空間の利用の機会が増大し、利用に係る新たなニーズも拡大しつつあり、また、２．のとおり、判例も、国、地方公共団体に対して広範な責任を認めようとしていると考えられる中、河川管理者としては、自由使用に係る自己責任の考え方はあるとしても、こうした河川空間の利用を取り巻く状況に柔軟に対応し、河川管理者としての一定の役割を果たしていく必要がある。

一方、今後更に河川空間の利用の増加が見込まれる中、河川管理施設等の管理の現状等も勘案すると、判例で求められた安全対策の水準を全国の河川管理施設等で一律に達成するのは困難と考えられる。このため、確実に安全を確保しようとする、結果的に、立入自体を禁じる措置を講じるなどして、従来認められてきた自由使用そのものを否定することにもなりかねない。国民の河川空間の利用のニーズに対応するためには、ある程度使用者の自己責任に委ねた上で自由使用を許容するという考え方も必要である。

また、そもそも個々の河川等の事情により、河川管理者として果たすべき役割は当然に異なり、地域住民等の利用者側の自己責任の認識にも、地域の慣習等により、場所によって程度の差があるものと考えられる。

安全対策については、こうした考え方も踏まえて、２．のとおり、判例が時々の社会状況や地域性、国民の意識をある程度反映しているという前提に立ち、判例で示された責任の度合いと河川管理施設等の性質に応じて優先順位付けをして、それぞれに対応する安全対策を検討し、適切な措置を講じるべきである。なお、その結

果優先順位において劣後する河川管理施設等についても、河川空間である以上は、公物管理者としての河川管理者が、その管理について一定の責任を果たしていく必要があり、差し当たりは可能な範囲で責任を果たしつつ可及的速やかに更なる対応を検討することなどが求められるものと考えられる。

一方で、現実的には、河川管理施設等の管理の現状と限界や河川管理上の制約のもとで、効率的に河川管理を行おうとすれば、何らかの優先順位付けをした上での対応にならざるを得ない。

また、平成 22 年 10 月～12 月に実施した「河川利用者・河川管理者における安全に関する意識調査」（以下「平成 22 年度意識調査」という。）でも、河川管理者の責任についての理解は概ね判例と同様の傾向がみられており（参考 5）、効率的・効果的な安全対策を講じる上では利用者の自己責任の意識を前提とすることが重要となる点からも、判例を参考に優先順位付けをすることが妥当である。

以下、2.（表）での分類に応じて、優先順位付けの参考となるよう、安全対策に係る考え方と安全対策のあり方について整理した。

なお、3.（1）で示した他の公物管理分野における安全対策の取組みについては、それぞれ 2.（表）の分類に対応する公物（施設）（3.（1）（注）参照）での取組みが最も参考になるものと考えられる。

① I 分類

【考え方】

I 分類の河川管理者が整備し、積極的に一般の利用に供する親水施設等の施設については、結果として、多数の、多種多様な人の利用を促し、利用者の活動範囲も拡大することとなる。その結果、他の河川管理施設等と比較して、子供、障害を持つ人のように危険判断能力や危険回避能力が小さい人たちの利用も多くなる。特に、小学生ぐらいの年齢の子供は魅力に対する感受性が鋭く、冒険心が旺盛であり、親水施設を経路として思わぬ危険箇所にも足を踏み入れることも想定しなければならない。したがって、こうした親水施設等（隣接する水面等を含む。）を設置・管理するにあたっては、利用に伴い利用者が様々なリスクに遭遇する蓋然性が増大する可能性があることに留意する必要がある。

また、利用者側の意識についても、施設が整備される前や整備されていない箇所と比べ、施設が整備されている場所では河川が本来有する危険への意識が薄れがちになるため、河川管理者はこうした点についても十分考慮する必要がある。

なお、海岸における事故ではあるものの、管理にあたる職員が刑事訴追された大蔵海岸海浜公園における事故は、この分類に属する利用を想定した人工海浜で発生したものである。

【安全対策のあり方】

I 分類の親水施設等の施設については、計画段階においても周辺の急激な深みの存在など、利用者がリスクに遭遇することが明白な場所を避けるとともに、高齢者、子供、障害を持つ人の利用も想定した万全の安全設備が必要である。また、河川管理者が責任を問われた訴訟は、河川管理者が想定した親水施設の外へ出た児童が水難事故に遭った場合であって、親水施設の外へ出ることを防止する措置が不十分であった場合のものがほとんどであるから、特にこの点に留意する必要がある。なお、判例では、i) 上記のような水難事故に関しては、一般的な注意喚起では不十分であること、ii) 立入りを禁ずるフェンスに破損等が生じた場合には、直ちに補修すべきこと、iii) 工事中の施設であっても同様の責任が問われること等が判示されている。

② II・II' 分類

【考え方】

II 分類は、河川管理者が整備したものではあるものの、本来の設置の目的は治水等自由使用以外であって、一般人の利用を消極的に容認しているにすぎない河川管理用通路等の施設であり、II' 分類は、河川管理者として直接的かつ主体的に整備した区域ではないが、堰、取水口等施設を設置したことにより間接的に河川の状況が自然状態から変化した周辺の区域である。これらについては、これまで河川管理者が一般の利用を明確に意識してこなかったと考えられる点が共通している。このため、河川管理者が負うべき安全対策に係る責任の範囲が明らかでなく、実際の安全対策も後追いのものとなってきたきらいがある。

しかし、判例では、II 分類に関して、i) 利用目的以外の施設であっても、実際の利用状況を前提に通常具有すべき安全性が必要であること、ii) 河川管理上の制約を考慮する必要性は小さいこと、II' 分類に関して、iii) 安全な場所に新たな危険を発生させたのであれば、危険を回避すべき責任があること、などが判示されており、この分類に属する河川管理施設等については、河川管理者の認識と裁判所の判断との乖離が最も大きいと考えられる。一方、これに分類される河川管理施設等は全国で膨大な数に上るため、全ての施設について、利用を想定して、判例で求められる高度な水準の安全対策を講じていくのは実際上困難であると言える。

【安全対策のあり方】

II 又は II' 分類に属する河川管理施設等については、いかに効果的・効率的に安全対策を講じていくかという観点から、設備の新設・改良、柵、看板等の設置等のハード対策と、巡視の充実、意識啓発等のソフト対策を組み合わせた多角的な対応が必要である。この点、この分類に属する河川管理施設等については他の分野の安全対策で多く採用されているリスクマネジメントも参考になるものと考えられる。

③ Ⅲ分類

【考え方】

Ⅲ分類に属する河川管理者によって直接に施設の整備が行われていない河川（低水路部分）、溪流やほとんど自然状態のまま存置された高水敷などの区域は、本来的な意味での自然公物であって、自由使用として一般の利用に供されるべきものである。こうした区域においては、水難事故等の可能性がその本来の性質として内包されているものであり、公益や他人の活動を妨げない限りにおいて、河川を自由に使用できるという原則の裏返しとして、自らの意思に基づき行動する限り、その際の安全確保は基本的に利用者（幼児等についてはその保護者）において行うことが基本と考えられる。

ただし、こうした区域で発生した事故であるからといって、必ずしも河川管理者が国家賠償法上の責任を免れるとは言い切れない。河川管理者としてこうした区域の管理を担っている以上は、例えば、實際上、水遊び等による多くの利用者がある、河川管理者として危険を認識している場合においては、必要に応じて、想定される危険についての事前の注意喚起、増水時等における避難の勧奨など安全を確保するため適切な措置を講ずることが求められる。

【安全対策のあり方】

Ⅲ分類に属する区域の管理にあたって、利用者の生命・身体の保護のためとはいえ、自らの意思で行動している利用者の行動を規制することとなるような全面的に使用を制限する新たな措置を導入することは必ずしも適当でなく、社会的な理解を得ることも難しいと考えられる。また、広大な区域について、安全管理上十分な巡視や危険回避のため措置を講じることは不可能であり、基本的に利用者の自覚に頼らざるを得ない。河川管理者としては、例えば、現地における増水状況等危険情報の提供、平常時からの河川に関するきめ細かい情報の提供、学校教育や社会教育における啓発等利用者の自覚を促すためのソフト面での安全対策を、関係機関と連携等をしながら講じることを安全対策の主眼とするのが適当である。

④ IV分類

【考え方】

IV分類に属する治水等の目的で整備された施設であることが外見上も明らかであって、一般人が立ち入ることが通常想定されない樋門、水門等の施設については、こうした施設で発生する事故は、危険の認識が希薄な者が遭遇する通常の事故に対して、釣り人など一定程度危険を認識している者があえて立ち入って事故が発生する例外的なケースがほとんどであって、河川管理者としては、立入り

を制限する措置を講ずることと十分と考えられる。この点、判例も異常な行動を想定して施設内における安全確保の措置を講じる必要はないものと判示している。

【安全対策のあり方】

Ⅳ分類に属する施設については、利用を想定した安全対策を講じる必要はないものと考えられる。

一方、その施設の設置されている場所が、一般人が通行する場所に隣接する場合などにおいては、安全管理上、看板、進入防止柵の設置など施設内への進入を完全に排除するために十分なハード面での措置を講じる必要がある。

また、上記のほか、近年顕在化している利用者間のトラブルや周辺住民への迷惑行為などの問題については、河川管理施設等の管理とは別の観点から、河川管理者の役割を検討する必要がある。こうした問題は、法的責任の点では、基本的に私人間における民法上の不法行為責任の問題となるにとどまり、河川法上でもこうした問題について利用者間の調整を行う根拠となる明示的な規定は存在しない。しかし、河川の適切な利用を確保するための利用調整も広義の河川管理の対象に含まれるとすれば、河川管理者としても一定の役割を果たすことが求められる。例えば、関連機関への情報提供、河川空間の利用に関する協議会の立上げや参加、地域における河川空間の利用ルールの策定への支援、現場での利用マナー改善を促すパンフレットの配布や看板の設置等、地域の実情に応じて利用者が河川空間を快適に利用できる環境や河川の周辺の住民が快適に生活できる環境を整えるよう取り組んでいくことが必要である。

5. 今後取り組むべき課題

基本的には、上記4.（2）の「基本的考え方」に沿った整理を行った上で、着実に安全対策の取組みを進めていく必要があるが、それらに加えて、予算、人員等の厳しい制約がある中、更に効果的かつ効率的な安全確保を図る観点から、今後取り組むべき課題を短期と中長期に分けて提案する。

（1）短期的課題

① ヒヤリ・ハット情報の収集・共有

ヒヤリ・ハットとは、ひやりとしたり、はっとしたり、重大な事故に発展したかもしれない危険な状況をいい、「1件の重大な事故が発生する背景には29件の軽

微な事故と 300 件のヒヤリ・ハットがある（ハインリッヒの法則）」と言われている。

3. のとおり、他分野においても、重大な事故を未然に防止する観点から、ヒヤリ・ハット情報を収集・蓄積・共有し、活用する取組みが行われている。

河川管理においても、こうしたヒヤリ・ハット情報の活用は重大な事故の未然防止に有益なものと考えられる。

多くの人が散策、水遊び等により河川を利用し、その利用形態も多様化する中、利用者が利用の際に事故に至らないまでも危険を感じた事例は多く発生しているものと考えられるが、こうした事故に至らない事例については、河川管理者において見過ごされ、安全対策に結びつかないことも多いものと推察される。このため、巡視等により河川管理者自らが収集・蓄積できるヒヤリ・ハット情報だけでなく、利用者からの情報も収集・蓄積する取組みが効果的である。

ヒヤリ・ハット情報の収集・共有に関して、具体的には、以下のような取組みが考えられる。

- ヒヤリ・ハット情報を効果的に管理するデータ書式の作成
- ホームページ等を活用した利用者からのヒヤリ・ハット情報の収集
- ヒヤリ・ハット情報のデータベースの構築
- データベースを活用した地方整備局、事務所、出張所等間での情報共有

データベースの構築にあたっては、各ヒヤリ・ハットの事象に共通するパターンを分析できるよう、当該事象の発生箇所（河川管理施設等）、発生時間帯、利用目的等、発生箇所の一般的な利用状況等を分類した上で、事故の発生可能性、実際に事故が発生した場合の重大性等を整理するとともに、これに対応する措置の実施の有無（実施した場合にはその内容、実施しなかった場合にはその理由）も記載しておく必要がある。

また、データベース上に整備されたヒヤリ・ハット情報は（２）②のリスクアセスメントの基礎資料として活用が可能であり、中長期的な観点から、河川管理におけるリスクマネジメントの導入にも寄与するものと期待できる。

なお、各地方整備局において取り組まれている河川管理に関するヒヤリ・ハット情報の収集やイントラネットを活用した情報共有の取組みは有益であり、継続すべきである。また、関東地方整備局京浜河川事務所においては、ホームページを活用した河川利用者等からの情報を収集することなどに取り組んでおり、その知見は参考となる（参考６）。

② 効果的・効率的な巡視の実施

河川管理施設等の利用状況は、河川管理施設等に対する安全対策の優先順位付け

や講ずべき安全対策の内容についての判断にあたって、有効なメルクマールとなる。従来の巡視では、治水等の観点から河川管理施設等の状況を確認することに主眼が置かれてきたとも考えられるが、河川空間の安全な利用の観点からは、具体的な利用状況を客観的、継続的に把握することも、非常に重要である。河川管理者は、こうしたことを十分に意識して、日々の巡視を行う必要がある。

とはいえ、予算、人員等の厳しい制約がある中、徒らに巡視の対象、回数を増やすことは適切でなく、効果的・効率的な巡視計画（対象、ルート、回数等の設定）を策定するとともに、巡視の結果を踏まえて巡視計画を見直す PDCA サイクル型の対応が必要である。

なお、巡視の実施の際には利用者の目線が十分に取り入れられるよう留意する必要がある。

効率的・効果的な巡視の実施に関して、具体的には以下のような取組みが考えられる。

- ヒヤリ・ハット情報を活用した巡視対象、巡視ルート、巡視回数等の設定
- 巡視結果を踏まえて巡視計画を見直す PDCA（計画、実行、チェック、改善）サイクル型の対応
- 周辺住民等河川空間の利用者の協力を得た巡視の実施

③ 関係機関、地域との連携

平成 22 年度意識調査によれば、利用者は、危険箇所や事故を認識した場合であっても、河川管理者等に通報しないという傾向がみられた。また、河川管理者、市区町村、自治会等が、相互に危険情報、事故情報等を共有していない事例も多くみられた（参考 7）。

そもそも、河川空間の利用に伴う危険は、河川管理者ではなく周辺住民等河川空間の利用者が発見することが多い一方、河川管理者としても、予算、人員等の厳しい制約がある中で十分な管理を実現するためには、周辺住民等河川空間の利用者からの支援を得なければならない場合もあると考えられる。国民の河川空間の利用に係る意識の高まりや社会への参加意識の高まりがみられる中、河川管理者としても積極的に河川空間の利用者等に協力を求め、官民協働で安全で快適な利用環境を創造するという姿勢が重要である。また、利用者等から寄せられる情報の中には、安全対策上重要な内容が含まれている場合も多いと考えられ、十分に留意する必要がある。

関係機関、地域との連携に関して、具体的には以下のような取組みが考えられる。

- ホームページを活用した利用者等からの情報の収集
- 河川区域に設置された看板への河川管理者の連絡先の記載（電話番号、QRコード貼付）

○河川管理者、市区町村、自治会、ボランティア、NPO 等による河川空間の利用に関する協議会の設置

なお、関東地方整備局京浜河川事務所においては、河川区域に設置する看板へのQRコードの貼付け、河川利用者等への水位等の河川情報の提供などの取組みが行われており、参考となる（参考8）。

（2）中長期的課題

① 意識啓発

河川において、保護者を伴わない幼児の事故や無謀な行動に起因する事故も少なからず発生している現状に鑑みれば、事故を未然に防止する観点からは、利用者に河川の利用に伴う危険は利用者の自己責任で回避されなければならないという意識を浸透させることが重要となる。また、河川管理者として講じる安全対策の効果や効率を上げる点からも、こうした利用者の意識の啓発が重要である。一方で、河川空間の利用に対する国民の意識の高まりに伴って、国民が河川管理者に期待する安全対策の水準も高まっているものとも考えられる。こうした点を踏まえ、教育等を通じた自己責任の意識の醸成、教育関係者など子供を引率して河川を訪れる機会が想定される者への利用上の留意点等の周知、河川における活動への住民の参加の促進、河川に係る情報の発信（危険が想定される区域を明示することなどを含む。）等を通じて、河川空間の利用者の意識改革を図っていく必要がある。

一方、河川管理者としても、国民の河川の利用の機会の増大やニーズの拡大を踏まえ、河川空間が住民の生活の場としての側面を有しており、こうした空間の管理を任されている以上、利用上危険なことが認識されればそれを改善する責務を有している点を十分に意識して安全対策に取り組む必要があり、河川管理者自らがこうした意識の醸成・浸透を更に図っていく必要がある。

② リスクマネジメントの導入の検討

一般的に、リスクマネジメントとは、組織に潜在するリスクを把握し、最小の費用と労力で効果的にリスクを最小化するために実施される組織管理手法である。

リスクマネジメントの手法としては、例えば、i) 多様なリスクを把握・特定し、ii) そのリスクを発生確率と影響度の観点から定量的に評価し、評価した結果に応じて（優先順位を付け）、iii) リスクの「低減」、「回避」、「移転」、「保有」による対応策を検討・計画し、実行するものがある。この場合、i) 及び ii) をリスクアセスメントという。

また、これらを、PDCA（計画、実行、チェック、改善）サイクルにより継続的

にフォローアップし、リスクの低減を図っていくという手法である。

河川の自由使用等に係る安全対策に関しても、その管理に係る予算、人員等の制約のもとで、適正な費用と労力でできるだけ効果的・合理的にリスクを最小化することが求められている。もとより、現状の組織体制等に鑑みれば全ての河川事務所等において、上記の例のようなリスクマネジメントの手法（以下「リスクマネジメント的手法」という。）を導入することは困難であって、必ずしも効果的であるとも言えないが、特に利用者が多い都市部の河川空間等において、優先順位等を考慮して安全対策を検討する際には、リスクアセスメントの考え方も参考になると考えられる。

また、リスクマネジメント的手法の導入は、河川管理者が河川管理に関する説明責任を適切に果たすためにも有益である。加えて、不幸にも事故が発生して訴訟が提起された場合においても、リスクマネジメント的手法による適切な管理の実施の有無も裁判での管理瑕疵の判断における重要な要素となりうるものと考えられる。

ただし、河川空間の管理に関して、河川管理者は、優先順位において劣後する河川管理施設等についても一定の責任を果たしていく必要があるため、上記のリスクについて「転嫁（移転）」「保有」といった対応策は適策とは言えず、あくまでリスクの「低減」、「回避」について、費用対効果の観点から、対応の水準を決定することとなる。

これまで河川事務所等においては、河川の自由使用等に伴うリスクについて巡視等により把握し、事故履歴や対応実績等を踏まえて、必要に応じ安全対策を行ってきているところである。今後、リスクマネジメント的手法を導入する場合には、河川事務所等ごとに、2.（表）のⅠ～Ⅳの分類に属する各河川管理施設等について、i）過去の事故の発生の実績、巡視の結果、ヒヤリ・ハット情報の収集の結果、周辺住民等利用者からの情報の収集の結果等に基づき、ii）河川空間の利用に伴う事故が発生確率（頻度）及び事故が発生した場合の影響（重大性）を評価し、評価した結果に応じて、iii）4.（2）の基本的考え方を基本としつつ、費用対効果の観点から、それぞれの河川管理施設等について、設備の新設・改良、柵、看板等の設置等のハード対策を中心に対応するか、巡視の充実、意識啓発等のソフト対策を中心に対応のかなど安全対策の内容を検討、計画し、実行することが想定される。

また、PDCA（計画、実行、チェック、改善）サイクルに基づく継続的なフォローアップにより、定期的に巡視計画（対象、ルート、内容）を見直すとともに、必要に応じて安全対策の内容の変更を行うことが想定される。

③ 外部有識者等による助言

河川管理の現場においては、個別の箇所毎の危険性等を考慮しながら、安全対策の必要性、妥当性等を判断しなければならない。しかしながら、個々の事象について職員個人の知識や経験のみから個別に判断することは適切ではなく、弁護士や各分野の専門家等の外部有識者から、法的責任の観点や最適な安全対策の観点から助

言を受けることができる体制を整備することなど、組織的に判断を行う体制を強化することを検討すべきである。

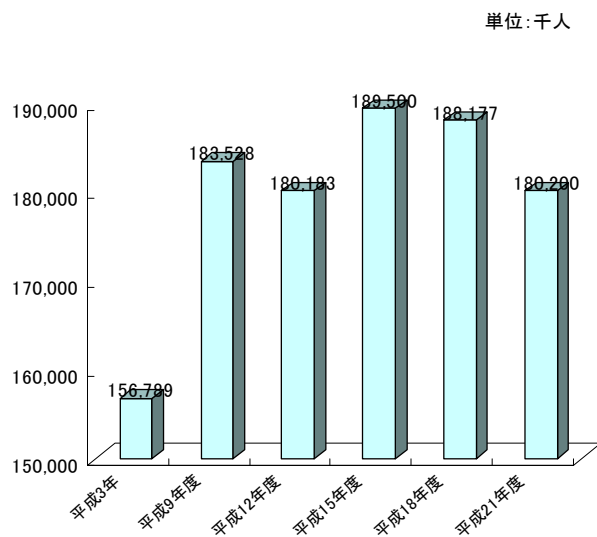
④ その他

上記のほか、公園等の公物の管理にあたっては、維持管理業務の受託者が事故に備えて賠償責任保険に加入している例もみられる。今後、更に河川空間の利用の機会の増大が見込まれる中、事故の発生の蓋然性も高まることが予想されることから、河川管理にあたっては損害責任保険制度の導入可能性や導入した場合の適切な制度の設計等について検討を行っていく必要がある。

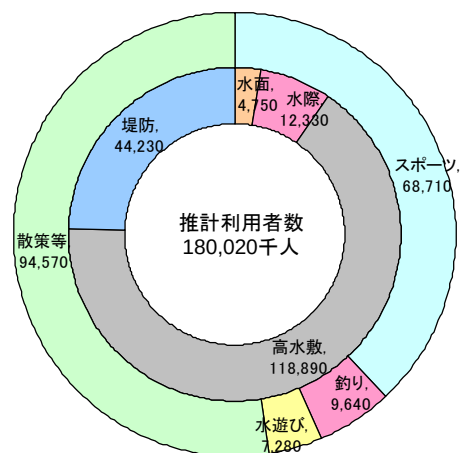
また、そもそもの問題として、本検討会では、自由使用が河川法上の河川管理者の管理の射程に含まれるものであるか否かが明らかでなく、河川法において自由使用を想定した具体的な規定がないことが、自由使用に係る河川管理者の責任や講ずべき安全対策の不明確さを招いているのではないかといった論点が提起され、河川法の改正も視野に入れて検討すべきとの議論もあった。この点に関しては、自己責任を前提とした河川の自由使用といった考え方もある中、河川の自由使用を規制する法制度を構築することが理論的に可能であるかどうか、また、利用の規制に対し国民に広範に理解を得られるかどうかといった点にも留意しつつ、将来的な河川空間の利用の拡大の可能性や利用に係る国民の意識の変化も注視しながら、中長期的な課題として検討を行っていく必要がある。

【参考１】「河川水辺の国勢調査（河川空間利用実態調査）」報告書（各年度）
（国土交通省水管理・国土保全局（旧河川局）河川環境課調べ）

推計利用者数の推移



H21 利用形態・場所別利用者数

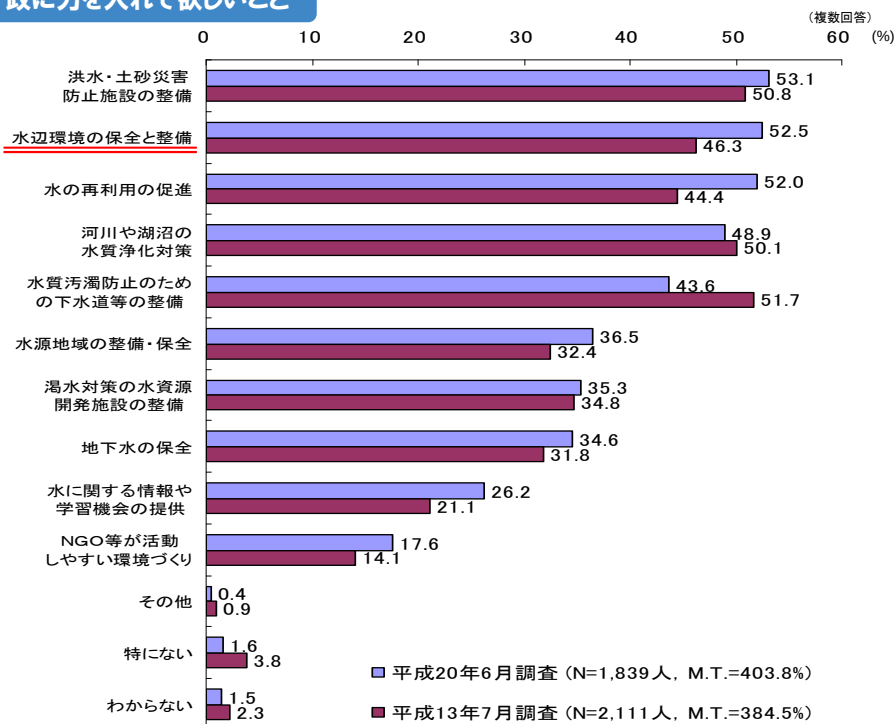


※ 推計利用者数の算出方法

河川利用は季節により変化すると考えられるため、基本的には各季節で実施した調査日（年間7回）の利用者数に各季節の日数（休日、土曜日、平日の別）を乗じて年間の利用者数を算出する。

【参考２】「水に関する世論調査」（平成 20 年 6 月 内閣府大臣官房広報室）

行政に力を入れて欲しいこと



【参考 3】管理河川延長及び面積

(平成 20 年度 国土交通省水管理・国土保全局 (旧河川局) 河川環境課調べ)

管理河川延長	管理河川敷面積	管理河川敷面積／管理河川延長
国 約 8,800km 県 約 113,200km 〔国は県の 1/13〕	国 約 179,000ha 県 約 143,000ha 〔国は県の 1.3 倍〕	国 20ha/km 県 1.3ha/km 〔国は県の 16 倍〕

【参考 4】河川管理施設と許可工作物の現状《直轄管理区間》

(平成 23 年 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課調べ)



【参考5】事故事例における河川管理者の責任に関する河川利用者の意識

(平成22年度意識調査(平成22年10月～12月 国土交通省水管理・国土保全局水政課調べ))

河川管理者の各事例における責任割合を調査対象者ごとに示した図		想定事例	
想定事例1 親水施設		施設の特徴	国や県などが整備した、利用に供している施設
		利用状況	水遊び
		発生場所	河川の中央部に自然にできた深み
		附帯条件	—
		事故状況	溺れて死亡
		安全対策	注意喚起の看板なし
想定事例2 河川管理用通路		施設の特徴	河川管理のための通路であるが、自由に使用されている場所
		利用状況	自転車走行
		発生場所	堤防法面
		附帯条件	深夜の暗闇
		事故状況	転落して死亡
		安全対策	転落防止施設なし 進入禁止の施設なし 注意喚起の看板なし
想定事例3 高水敷		施設の特徴	一般人の利用を想定していないが、自由に使用されている場所
		利用状況	散策
		発生場所	高水敷内の落差
		附帯条件	—
		事故状況	転倒で骨折
		安全対策	進入禁止の施設なし 注意喚起の看板なし
想定事例4 構造物		施設の特徴	治水や利水などのための施設で、自由使用として想定していない場所
		利用状況	釣り
		発生場所	水門の翼壁（コンクリート護岸）
		附帯条件	フェンスを乗り越えていた
		事故状況	転落して死亡
		安全対策	立入禁止の看板なし 立入禁止のフェンスが設置されていた

【参考6】ホームページを活用した河川利用者等からの情報収集例
(関東地方整備局京浜河川事務所ホームページより)

Keihin
ひとをむすび 川をみつめ まちをまもる
 京浜河川事務所

- ・ ホーム
- ・ 京浜河川事務所
- ・ ライブカメラ
- ・ 防災情報
- ▼ 多摩川
 - トップ
 - 多摩川とは?
 - 知りたい
 - 利用したい!
 - 参加したい!
 - プロジェクト
- 多摩川河川相談室
- ・ 鶴見川
- ・ 相模川
- ・ 沖ノ鳥島
- ・ 共通
- ・ 工事情報
- ・ 水質情報
- ・ 入札・契約情報
- ・ トピックス
- ・ 記者発表
- ・ パンフレット
- ・ 用語集
- ・ リンク集
- ・ サイトマップ
- ・ English

リンク・著作権
 プライバシーポリシー

■ 多摩川河川相談室 ～安心できる川と暮らしを求めて～

京浜河川事務所では、河川行政に対する沿川住民の方々のニーズを把握し、いい川づくりに反映させるよう努めてまいります。

河川行政に関するお問い合わせや水質事故等の通報、その他ご意見・ご要望・ご提言などありましたら、下記までお寄せ下さい。

[代表的なお問い合わせのQ&A]

お問い合わせの中で、質問の多いものに関しての回答はこちらをご覧ください。

📄 川を利用するためには? (多摩川流域リバーミュージアムHPへ)

京浜河川事務所の直轄管理区間についてはこちらをご覧ください。

→ 📄 多摩川 📄 鶴見川 📄 相模川

➡ お問い合わせフォームへ

※携帯端末からのご使用は出来ません。

携帯端末からの、河川に関するお問い合わせはこちらまで。

- いただいたご相談には、迅速に回答を差し上げる努力を致しますが、内容によっては回答に時間がかかることもありますのでご了承下さい。
- 情報の取り扱いについては、「プライバシーポリシーについて」をご覧ください。
- 魚が浮いていたり、油が流れていたりなど**緊急の場合**は、下記の電話番号にご連絡ください。

京浜河川事務所 管理課 TEL.045-503-4013

〇お問い合わせフォーム



河川相談室

河川行政に対するご相談を承っています

京浜河川事務所管理区間のご相談を承ります。
下記にご記入の上、送信して下さい。

※半角カナ文字は正しく送信されない場合がありますので、ご使用にならないください。

1. 対象河川 (必須)

☐ 多摩川 ☐ 鶴見川 ☐ 相模川

※ 京浜河川事務所で管理している区間以外の河川については、関係機関にお届けする事になっています。

2. 相談対象 (必須)

どのようなことについてのご相談(通報、苦情、質問、問い合わせ、意見、提言、その他)ですか。

☐ 河川の一般的な利用 ☐ 河川工事 ☐ スーパー堤防 ☐ 河川の占用
☐ 不法投棄・ゴミ問題 ☐ 用地・土地問題 ☐ 河川の維持・管理・修繕
☐ 水質(水質事故含む) ☐ 一般的な事故 ☐ 行事・イベント ☐ 河川環境に関する事
☐ その他

3. 相談ご記入欄 (必須)

4. 場所

場所を特定する情報がございましたら、できる限り詳細にご記入下さい。

5. 視点(複数回答可) (必須)

☐ 沿川住民 ☐ 遊びに来た人 ☐ 市民団体 ☐ 行政関係者
☐ マスコミ関係者 ☐ 議員 ☐ 企業 ☐ その他

6. 年齢 (必須)

☐ 10歳未満 ☐ 10代 ☐ 20代 ☐ 30代
☐ 40代 ☐ 50代 ☐ 60歳以上 ☐ 無回答

7. 性別 (必須)

☐ 男性 ☐ 女性 ☐ 無回答

8. 相談内容の回答 (必須)

☐ 希望する ☐ 希望しない

差し支えなければ、下欄につきましても、ご記入ください。

● お名前

※相談への回答を希望する方は必ずご記入ください。

● 連絡先ご住所

郵便番号

都道府県

ご住所

※連絡先がご自宅でない場合には、会社名、学校名、団体名等を記入して下さい。

● お電話番号

※FAX番号もございましたらご記入下さい。

FAX番号

● メールアドレス

※相談への回答を希望する方は必ずご記入ください。

確認画面へ進む

入力内容を消去する

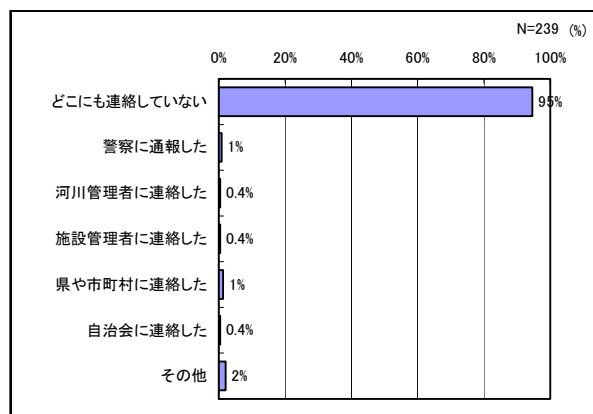
いただいた相談内容によっては、回答に時間がかかることもありますので、あらかじめご了承下さい。

[京浜河川事務所トップページへ](#)

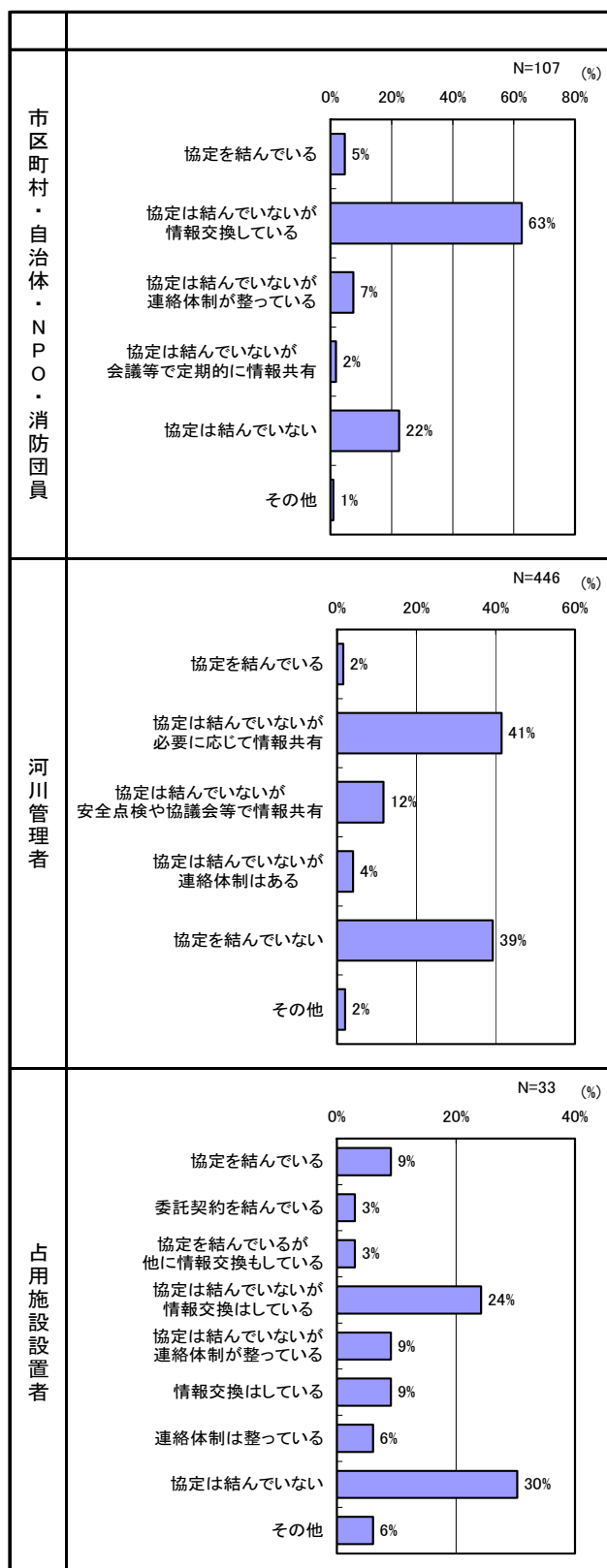
【参考 7】河川利用者の危険情報等の連絡状況及び危険情報等の共有体制

(平成 22 年度意識調査 (平成 22 年 10～12 月 国土交通省水管理・国土保全局水政課調べ))

河川利用者の危険情報の連絡状況



地域住民からの要望、ヒヤリハット報告、危険情報などの連絡体制



【参考8】河川利用者への河川情報提供に関する取組み



河川区域内への看板設置事例
(多摩川の1事例)

川の安全な利用のお願い

●ケガや事故のないように、自分の身は自分で守ろう
川のそばは、くすれやすかったり、すべりやすくなっている場所があります
川には強い場所や深い場所があります
☆小さな子供や小学生は、川の近くでは、かならず大人と一緒にあそぼう☆

●雨がふっているときや、川の水が増えているときは、川に近づかないようにしましょう
この場所が離れていても上流で雨が降っていると急に水が増える場合があります
潮の満ち引きによっても、川の水の高さが変わります
※平成20年8月29日豪雨では1時間で1.5mも川の水が増えています

多摩川・鶴見川・相模川の流域の雨量や河川の水位は、次のアドレスで確認できます。
(携帯電話用)

<http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/m/>

国土交通省 京浜河川事務所 田園調布出張所
TEL 03-3721-4288
警視庁 田園調布警察署
TEL 03-3722-0110



URLの他、
QRコードか
ら雨量や水
位の情報が
確認可能

河川の自由使用等に係る安全対策に関する検討会

委員名簿

◎小幡 純子 上智大学 法科大学院長 教授

島田聡一郎 上智大学 法科大学院 教授

○高 巖 麗澤大学 経済学部長 教授

根本 尚徳 北海道大学大学院 法学研究科 准教授

福永 実 広島大学大学院 法務研究科 准教授

三浦 大介 神奈川大学 法学部 教授

道奥 康治 神戸大学大学院 工学研究科 教授

◎：座長 ○：副座長

(敬称略、五十音順)